

平成24年2月3日

於：南青山会館新館2階「大会議室」

水産政策審議会  
第15回総会・第39回企画部会  
合同会議議事録

水 産 庁

水産政策審議会第15回総会・第38回企画部会合同会議

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 2月3日 10時00分

閉会 平成23年 2月3日 12時09分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	岡本 リセ子	小菅 弘夫	近藤 健雄	櫻庭 武弘
	佐藤 信幸	武田 三花	長屋 信博	馬場 治
	原 一郎	東村 玲子	山川 卓	山下 東子
特別委員	安部 敏男	角 好美	高橋 健二	安成 椰子
	渡邊 朝生			

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	柄澤漁政部長	木實谷増殖推進部長	新井企画課長
植村水産経営課長	山口加工流通課長	丹羽管理課長	
長谷漁業調整課長	武井研究指導課長	内海漁場資源課長	
前栽培養殖課長	宇賀神計画課長	本田防災漁村課長	
保科水産業体質強化推進室長	矢吹沿岸・遊魚室長		

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事	.....	3
(審議事項)			
次期資産基本計画の検討について			
	・水産基本計画骨子(案)について	.....	3
(その他)		.....	40
3. 閉	会	.....	40

○企画課長 皆様、おはようございます。本日は大変寒い中、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「水産政策審議会第15回総会・第39回企画部会合同会議」を開催させていただきたいと思えます。

私は、事務局を務めます水産庁企画課長の新井でございます。1月1日付で着任いたしました、これからこの部会をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について御報告をさせていただきたいと思えます。

水産政策審議会令によりまして、総会及び企画部会の定足数は過半数とされております。本日は、総会の委員20名中12名、企画部会の委員8名中5名が出席されておまして、総会・企画部会とも成立いたしております。

また、企画部会の特別委員は、10名中5名の方が出席をされております。

本日の欠席の委員の方、御紹介させていただきますと、あん・まくどなるど委員、奥村委員、梶委員、來生委員、木場委員、鈴木委員、寺島委員、山根委員、須能特別委員、野崎特別委員、馬場特別委員、濱田特別委員、山下裕子特別委員が御欠席ということでございます。

本会議は公開とされておまして、傍聴者もお見えになっております。

また、議事録につきましては、すべて公表することとなっておりますので、あらかじめ御了承願いたいというふうに思えます。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の宮原からごあいさつを申し上げます。

○水産庁次長 おはようございます。水産庁の宮原でございます。

会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれては、大変お忙しい中、それから、日本列島を寒波が全国的に襲っている、こういう厳しい状況の中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

農林水産省も昨日から大雪対策本部を立ち上げたところでございます、深刻な被害が出なければいいなということを今、考えているところでございます。

さて、8月3日に水産基本計画の変更の諮問をいたしまして以降、企画部会で5回にわたり基本計画の御審議をいただいております。本日は、水産政策審議会と企画部会の合同部会ということで、いよいよとりまとめの段階に入るということでございます。どうかよろしくお願いいたします。

特に内容は申し上げませんが、大変議論になりました自給率の問題でございますが、この問題につきましては、自給率自体の問題というよりは、分子あるいは分母の生産量、あるいは消費量、こういったものの目標の設定も併せて行うことで意味のあるものにしたいというふうに考えておりますので、この点につきましても、また御議論いただければと思います。

どうか今日は実りある御意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○企画課長 本日の会議は公開ではございますけれども、カメラの方はここまでということでございますので、これ以降の撮影はお控えいただきますよう、よろしく願いいたします。

本企画部会では、委員の方々の積極的な御議論を中心に進めてまいりたいというふうに思いますので、これから議事に対しまして、御協力をお願いしたいと思います。

では、議事に先立ちまして、封筒に入れております配付資料の御確認をお願いしたいというふうに思います。

本日、議事次第、企画部会委員名簿、その次に配付資料一覧というのがございます。

本日の資料は3つございまして、資料1といたしまして、「企画部会における検討経緯」、それから、資料2といたしまして、「水産基本計画骨子（案）」、資料3といたしまして、「水産基本計画骨子（案）の概要」ということで、A3の横長の紙を入れさせていただいております。

また、委員、それから、特別委員の皆様のお席には、参考資料といたしまして、水産基本計画骨子（案）に企画部会で出されました主な意見を書き足した資料、それから、紙ファイルにとじておりますけれども、これまでの企画部会における検討資料をお手元に参考資料ということで配付させていただいております。資料がないようでしたら、事務局の方にお申し付けいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、これからの議事は、山下部会長にお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 皆さん、おはようございます。

記録的な天候不順に見舞われまして、漁業のみならず、物流も大変混乱しております。例年以上に皆様御苦労されているのではないかというふうに思います。そのような中、この会議に御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、着席をして進行させていただきます。

本日の議題は、「水産基本計画骨子（案）について」でございます。

新たな水産基本計画につきましては、ちょうど半年前になりますが、昨年8月3日、この会議におきまして農林水産大臣から諮問がなされて以降、私が部会長を務めております企画部会におきまして、延べ5回にわたってテーマごとに検討を重ねてまいりました。

本日は、これまでの企画部会での審議を踏まえまして、事務局の方でまとめていただきました「水産基本計画骨子（案）」につきまして、本審議会の委員の皆様も交えまして、御審議をいただきたいと思っております。

まず事務局から、骨子案の説明をいただいた上で、委員の皆様にとじっくりと御審議をお願いしたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 事務局から御説明をさせていただきます。

資料1、2、3とございますけれども、まず資料1に基づきまして、今回総会でございますので、企画部会におけます検討状況について、簡単に御説明させていただきます。

それから、資料3に基づきまして、基本計画の骨子の大枠、骨について御説明させていただきます、その後、本文、資料2の主要な点についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

まずお手元の資料1でございますけれども、今、部会長からございましたとおり、8月3日に農林水産大臣より諮問を受けまして、8月31日、それから12月9日ということで、5回議論してまいりました。8月31日は東日本大震災からの復興、それから、水産資源の管理の強化、10月4日は経営、それから、水産団体の再編、11月2日は加工・流通、研究、それから、漁船の安全、11月18日は漁村地域の整備、12月9日は水産物の自給率ということで議論してまいりまして、そのときに事務局からお出しした資料がお手元の水色のファイルに入っている資料ということでございます。

このような大きな項目に分けて検討いたしてまいりまして、それに基づきまして、資料3でございますけれども、本日、「水産基本計画骨子（案）」を提示させていただきました。水産基本計画は、5年に1回の見直しということでございまして、今回の水産基本計画におきましては、今後の5年、10年を目標にした5年間の方向をわかりやすくシンプルに打ち出したいということでございまして、いろいろな状況変化というものではなくて、これから目指す基本方針をまず第一で大きくまとめて打ち出すということで整理をさせて

いただいております。

ここの基本方針、資料3の左側でございますけれども、一番最初に「東日本大震災からの復興」、東日本大震災によりまして甚大な被害を受けた地域、これは我が国の水産業において非常に重要な位置づけを占めているということでございまして、今回の基本計画の5年間の間にどういう手順で、どういう形での像を目指して復興していくかということ、今まで復興の基本方針あるいは震災復興のマスタープランというもので示してきましたものを、年限を区切って基本計画できちんと位置づけていくというのが一番最初のものでございまして、これが今回の基本計画の大きな骨でありまして、かつ新しいものということでございます。

それから、2番目が「我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用」ということでございまして、これにつきましては、資源管理の強化、それから、意欲ある漁業者の経営の安定、多様な経営発展による生産構造、それから、漁船漁業の安全対策ということで、第2のうち、2、3、4、5という項目が基本方針の2に対応するものということで書かせていただいております。我が国の水産資源は、おおむね安定的に推移しているということでございますけれども、まだ低位、それから悪化している資源というのもございます。これをそれぞれの魚種ごとに見ていきながら、きちんと管理、それから持続的に使えるようにしていくということが一番の目標でございまして、将来にわたりまして水産物の自給力を維持していくというために管理、それから、経営者がどういう努力をしていくかということ、2、3、4で記述させていただいております。

3番目が消費の問題でございまして、これにつきましては、本審議会でもいろいろ御議論いただきました。消費者のいわゆる魚離れといったものに対して、どうやって魅力的な商品、それから、どのような形での供給体制を開いていくべきかということで、ここにつきましては、議論いただきました消費者への情報提供、あるいは魚食の普及、それから、新たな多様なルートの開拓といったもの、それから、更には海外市場を目指すということで、水産物の輸出促進について本文で書かせていただいております。

それから、最後は地域でございまして、安全で活力ある漁村づくりということでございます。漁村地域、今回の大震災でも非常に災害に弱い地域であるということがわかっております。そういう意味で、漁業地域の防災、減災をやっていく。そういうところで安心して漁業及び加工業が営めるようにしていく。それから、漁村地域の多面的な機能というものを将来的にどう維持していくかということで、これにつきましても大きな課題として今

後取り組んでいくということにいたしたいというふうに思っております。

この4つの基本的な方針を踏まえまして、第2の「総合的かつ計画的に講ずべき施策」というところで、1が東日本大震災、2、3、4、5が水産資源のフル活用に対応いたしました資源管理、経営体、安全の問題、それから、6、7という形で基本方針に沿いまして、本文で記述をさせていただいております。

それから、第3でございまして、「水産物の自給率の目標について」ということでございます。これは12月9日の審議会でも御議論いただきました。水産物の数字、いわゆる縮小均衡になっていくと、数字自体は上がっていくということでございますけれども、それに意味があるというわけではないということございまして、水産物はきちんと生産、それから消費の目標を決めて、それに向けて各関係者のいろいろな努力を傾注していくというのが自給率ではないかという御議論があったと記憶しております。12月9日に資料をお出しいたしましたして、そのときに生産量につきましては、平成17年の生産量に向けて、それを回復していくということをおおむねの目標、34年の目標にするということをお話しいたしましたし、消費量につきましては、趨勢を踏まえますと、非常に減っていくということでございますけれども、1人当たりの消費量を22年度並みに維持するという形で、消費の減退に歯どめをかけ、いわば回復をしていくことを目指していこうということでございます。

ここの中で、平成34年の数字、646というふうにございます。12月9日の審議会では644という数字をお示ししておりました。先日、厚生労働省の人口研究所の人口動態調査が発表になりまして、前回発表したときよりは人口の減が少ないという数字が出ておりますので、今回それを使わせていただくとともに、いわゆる歩留り率というものにつきましても若干の見直しをさせていただいたということでございます。そういうことございまして、消費量が646ということで上回り、自給率は結果的には同じ70%ということでございます。全体の魚介類は、同様の計算をいたしますと、853万トン、60%、それから海藻は73万トン、73%ということございまして、これを基本計画の中で位置づけさせていただくということでございます。

それから、資料2でございまして、本文にまいりまして、少しおめくりいただきたいというふうに思います。

骨子（案）でございまして、まず第1ということございまして、東日本大震災からの復興につきまして、全体のところで（1）（2）（3）ということで、復興への取



り組み、沿岸漁業の復興の方向、そして、2ページにまいりますけれども、沖合・遠洋漁業と水産基地の復興ということで、これからの復興に向けた大きな方針を書かせていただいております。

2番目が我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用ということでございまして、それぞれ資源管理、経営管理を行うことによって進めていくということ、3ページ目が「安全・安心」な水産物の供給ということでございまして、魚離れを防止する、あるいはルートが多様化ということで、先ほどお話ししたものでございます。

4ページにまいります、第2のところでございます。ここから具体的にそれぞれにつきまして、今後目指す方向と施策を書かせていただいているということでございます。

東日本大震災につきましては、おおむね復興方針、それからマスタープランにつきまして、先ほど申し上げましたように、年限を記述して進めていく、それを閣議決定ということが基本計画の大きな意味ということでございまして、例えば5ページの上を見ていただきますと、瓦れき除去を24年度末、環境影響調査を25年度末、それから、漁船の復活、ウでございまして、25年度末までに少なくとも1万2,000隻を回復するといったことにつきまして、これらの目標の裏づけとなる施策を今後この年限で講じていくということで目指していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、7ページに飛んでいただきまして、復興の基本方針、マスタープランでは時期的な問題もありまして、なかなか書き込めていなかった問題、(2)の原子力発電所事故の影響の克服ということでございます。これにつきましては、今回基本計画で今の時期の状況、それから、今後を見通して記述を深めたいということで、7ページの上でございまして、ア、イということで、水産物の安全な供給のための放射能調査の徹底、それから、漁業を自粛している水域における操業の再開に向けた支援ということで、基本計画で取り組みをしたいというふうに思っております。これは本審議会でも委員の方から放射性物質でありますとか、モニタリングの話ということについて言及せよというお話がございましたので、今の時期で言及できることを書かせていただいたということでございます。

それから、7ページの下以降が水産物の資源管理でございまして、これにつきましては、平成23年度から導入しております漁業所得補償対策を資源管理、それから更には経営の安定の中核に据えるということでございまして、それに基づきまして、資源管理の諸制度、資源の育成のための施策を着実に進めていくということでございます。

8ページにまいりまして、下の方の（２）以下が国際的な資源管理ということでございまして、周辺国とのいろいろな漁業調整、それから漁場の確保といった努力を続けていくということでございます。

それから、10ページの下からが意欲ある漁業者の経営安定ということでございまして、これも先ほど申し上げました漁業補償対策を施策の中核に据える、11ページの真ん中にまいりまして、漁業補償対策に加入している漁業者の目標、おおむね生産額の9割の方がこの政策に入るということで、経営の安定を図り、それぞれの漁法に応じました経営の方針を目指していただくということで、ここでおおむね9割という目標を設定するというのが今回の1つの主眼でございます。

それから、11ページが多様な経営発展ということでございまして、いわゆる各種のセーフティーネットに基づきまして、それぞれの漁法、それから、6次産業化でありますとか、加工も目指すという形での経営発展を図っていただくというのが11ページから12ページでございます。

12ページは担い手の確保、それから女性の参画の促進ということでございまして、地域の新たな担い手、それから地域で働いていらっしゃる女性の方の活動の支援と、コミュニティ、加工販売分野での女性の活動の更なる支援というのを書かせていただいております。

第5は、本審議会非常に御議論になりまして、今までの基本計画では項目を立てておりませんでしたけれども、新規就業、それから安全に操業を続けていくということが漁業において欠かせないものであるということでございますので、漁船漁業の安全対策の強化ということで項目を1つ起こして記述をさせていただいております。

13ページから6でございまして、これが加工・流通、それから水産物の安定供給ということでございまして、本審議会でも企画部会でもいろいろな御意見をいただきました。それにつきましてまとめさせていただいております。消費者への情報提供、魚食普及の推進、それから、水産物の品質・衛生管理の徹底ということで、消費者への情報提供、それから輸出への展開というのも踏まえまして、漁港、それから加工の現場でHACCPを行っていくというのを書かせていただいております。

14ページにまいりまして、（４）は多様な流通ルート、（５）が付加価値の向上と販路拡大ということで、消費者に魅力ある商品をどうやって提供していくのかということで、それぞれがいろいろな立場で今後知恵を絞っていくべきところなのかなというふうに思っ

ております。

15ページが7でございまして、漁村づくりでございます。防災・減災、それから漁港の整備といったことで、これをきちんとつなげていく、更には、非常に各地で活発になっております再生エネルギーの活用というのを漁港、漁村地帯で今後どう考えていくかということで、15ページの下で記述をさせていただいております。

16ページは多面的な機能でございまして、都市住民との交流、きちんとした調整、それから、漁村地域が有します保健休養・教育といったいろいろな機能をどういうふうに波及していくかということで、これから総合的な施策を講じていくということを書かせていただいております。

16ページの8、9は研究、それから業界の再編ということでございます。

次に、17ページの第3の自給率でございます。自給率につきましては、18ページの上でございすけれども、自給率の考え方というのを基本計画本文に明記させていただきたいというふうに思っております。自給率が端的でわかりやすい指標であるものの、生産量の減少の程度を上回る消費の減少があれば上昇するというので、その数値自体が施策目標の達成の度合いをあらわすものではない。このことを踏まえまして、本計画における水産物の自給率は、世界的に水産物の総需要が増加し、輸入が不安定にあることが見込まれる中、生産と消費の両面で我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みを持続可能な形でフル活用していくということを基本といたしまして、近年の水産物の生産及び消費の趨勢を踏まえて、実現可能と見込まれる生産目標と消費の目標を設定するというので、これらの目標を達成した場合に得られる自給率の数値を設定するというのでございまして、生産と消費の目標をきちんと立てていく。その課題を提示いたしまして、それを克服していく施策を講じるということ自給率の考え方にしてしております。

そういうことを踏まえまして、3では、生産、それから消費に関するそれぞれの課題を記述いたしまして、19ページ以下の4で具体的な数字を設定させていただくということでございます。数字につきましては、先ほどお話をいたしました数字を基本計画本文に掲げさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

21ページが今後の必要な事項ということでございまして、1つ、今回、特に記述させていただきましたのが、東日本大震災の経験を踏まえた施策の展開ということでございまして、今回の施策の中で、漁業、水産業、周辺関連産業が一体となって発展していくためには、どういう施策、どういう支援策が必要なのかということで、さまざまなことをやらせ

いただきました。これらを教訓あるいは経験といたしまして、その他の地域でも水産業をこれから支援する場合に、こういう施策が有効なのかというのを検証しながら、更に進めていきたいということでございまして、今回大きな経験を踏まえて、次の5年間あるいは10年間に向けての意思ということで書かせていただいております。

2、3、4、5は従来からの関係省庁の連携、それから財政の効率化といった観点の注意事項ということでございまして、これはほぼ以前の計画と同じ形で書かせていただいているところでございます。

事務局から、簡単ではございますけれども、御説明をさせていただきました。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

事務局から今、説明していただいたことですが、水産に関する施策についての基本的な方針、また、基本的な方針に基づいて「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」、水産物の自給率目標、その他必要な事項でございました。

分量が非常に多くなっておりますので、大きく次の3つに分けて御審議をいただきたいと思っております。

今、分け方の提案をいたしますが、お手元に資料2がございましたら目次をごらんいただきたい。資料3でしたら、大きく広げてごらんいただければと思いますが、最初に基本的な方針の1、東日本大震災からの復興、2、我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用という部分と、これに対応するところで、講ずべき施策、これは第2になりますが、第2のところでは、1の東日本大震災からの復興、2の新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化、3の意欲ある漁業者の経営安定の実現、4の多様な経営発展による活力ある生産構造の確立、5の漁船漁業の安全対策の強化、つまり第2では、第2の1から5までというのを最初に御審議いただく部分というふうにさせていただきたいと思っております。

続きまして、第2番目のまとめりでございますが、基本的な方針でいきますと、3の「安全・安心」など消費者ニーズに即した水産物の供給、4、安全で活力ある漁村づくり、それから、講ずべき施策、第2の方にまいりますと、6の加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現、7の安全で活力ある漁村づくり、8の水産業を支える調査・研究、技術開発の充実、9の水産関係団体の再編整備等までというのが第2番目のまとめりというふうにしたいと思っております。

そして、最後に、水産物の自給率目標以降の部分としてはどうかと思っております。

全体の審議時間は11時55分くらいまで、ですから、1時間半ぐらいたっぷりでございます

ので、それを3つのパートに分けたいというふうに思います。

まず、最初のパートで基本的な方針の1の東日本大震災からの復興と2の我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用、これはページで言いますと、骨子（案）の1ページから3ページの上段までです。内容的に言うと、1ページから3ページの上段のところ、ここで一回線を引きまして、更にこれに対応する講ずべき施策でございますけれども、ページ数で言うと4ページからになります、4ページに第2というふうに途中に見出しがございます。ここから始めまして、4ページの中段から、めくっていただいて、13ページの中段まで、ここで講ずべき施策の1から5というのがカバーされています。そこまでについて、御意見、御質問などいただければと思います。今、第1のパートというのがこのあたりにしたいということで提案申し上げましたが、よろしいでしょうか。

それでは、基本の方針で言う1、2、講ずべき施策で言う1～5というところで御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

馬場委員。

○馬場委員 表現の問題なのですが、何か所かに「資源のフル活用」という言葉が出てきていまして、勿論、読めば、持続的な形でのフル活用ということは当然なわけですが、この言葉はややもすると誤解を招きかねない言葉で、一方で低位な水準にある資源ということを行っているわけですから、意味はわかるのですが、過小利用ではなくてということなのでしょうけれども、「フル活用」という表現は御検討いただいた方がいいかというのが1点です。

あと、もう一点、震災への対応ということで、経営の共同化、協業化というのが出てきていまして、被災地の現状では当然のことですし、補助金自体もそういう仕組みになっているわけですが、震災以前から、特に沿岸漁業については、今後の経営の在り方として協業化だとか共同化ということが検討されてきていましたので、これは一部ですが、この点を震災の部分だけではなくて、例えば11ページの「多様な経営発展による」というところにも入れてはどうか。

というのは、私も被災地をいろいろ回っていて、勿論、今回、被災して、復興への対応としての協業化というのは皆さん考えておられるわけですが、中には、復興してからも、本格的な協業をやることで生き残りをかける、あるいは後継者を確保するんだという動きが出てきているわけですから、震災対応の部分だけではなくて、経営対応というところにも書き込まれてはどうか。被災地の方にとっては非常に厳しい選択ではありますけ

れども、今後の生き方として、そういうことを真剣に考えておられる方がたくさんいますので。あるいは、迷っている方がいるんですね。とりあえず立ち上がるまでは協業だけでも、その後はまた個々でやるんだということを随分たくさんおっしゃっていて、ここはぜひこういうところに新しい方向として出されてはどうかというのが意見です。

もう一点、同じ11ページ、漁業保険制度の適切な運営、これはここに書かれているとおりののですけれども、今回、被災して随分保険制度、共済制度で救われてきたわけですから、改めてその重要性が認識されたわけですから、その部分を少し強調されてはどうか。仕分けでも少し対象になった部分ですので、これは改めて必要性が問われているのだという事です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、長屋委員。

○長屋委員 馬場委員の最初の御意見と関連して、私も「資源のフル活用」というネーミングの問題だと思っています。

私の認識といたしましては、今の基本法の前にございました沿岸漁業等振興法においては、生産性の向上を図ることによって結果的に漁業者の地位の向上を図っていく、これが理念の柱だと思っていますが、新しい基本法の中では、資源の持続的利用というのが理念といますか、一つの柱に立っている。それに基づきます今度の基本計画の中で、「資源のフル活用」という言葉というのは、いろんな意味で議論の対象になってくると思いますので、相当中身をしっかりと打ち立てていく。後段の方で持続的利用というものをしっかりと背景に持った上でのフル活用ということが書かれてくるわけなのですが、ぜひこの辺の「フル活用」という言葉の中身をどのように位置づけていくかをちょっとまたお話を聞かせていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 企画委員の皆様方、大変ありがとうございました。

2番目の今、話題に出ております水産資源のフル活用について、ちょっと1点だけ私も気にかかりまして、発言させていただきたいと思います。

フル活用、言葉云々はちょっと別にいたしまして、水産資源を上手に使うということは基本的な観点でございます。ここに出ています「フル活用」というのを私の目から見ます

と、とる方の漁業に非常に重きが置かれているなど、これは当たり前なのかもしれませんがけれども、そういうのが強く見えます。一方資源の安定的供給という観点からも、これは前の基本計画にも大きく出ていたように思うのですが、養殖生産についての記述もいわゆる目玉の部分の基本的な方針の中に加えられたらどうかな。要は、育てる漁業ということにも力を入れていくんだよというような意味合いで、そのような文言をどこかに挿入していったらどうかなということ意見を意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうぞ、櫻庭委員。

○櫻庭委員 浜にいる現場の人間として、資源管理と資源増大対策等についても発言させていただきたいと思います。資源管理収入安定対策事業について恒久的な制度として確立するようにしていただきたい。また、減少傾向にあります魚属の資源というもの、種苗の生産というものについても増大するような対策をぜひとも推進していただきたいというように思います。また、TAC魚種の資源の評価が、我々現場の人間ではいろんな意味で納得できないと言ったら言葉はおかしいのですが、なかなか理解できないものがあるものですから、そういう意味では、ぜひとも調査・研究の精度を更に高めていただけないかというようなことでありまして、要するに、実態に合った制度の改正というものをまず1点強くお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。長屋委員。

○長屋委員 先ほど私が「資源のフル活用」という言葉についての御説明を求めた背景は、前段で、今、第1番目の議論の対象になっておりますところの生産面であるとか、それを支えていく漁業の経営の問題等についての一番の基本は、基本法でも位置づけられているように、資源をいかにしっかりと安定的に持続的に育成し、使っていくかということかと思っています。このためには、基本法に基づく最初の基本計画におきましては、資源の回復というのを1番のテーマに置き、現行の基本計画は、しっかりと生産していく、漁獲をしていくという担い手についてのものが一番のテーマになっているんだというふうに認識しております。

資源を増大させていくためには、これまでやってきました漁業者側のいわば資源の管理の努力、これが基本になることは間違いないんですが、これだけでは資源はふえていかな

いということをやはり認識していかなきゃいけない。このためには、1つは、今、櫻庭委員からもございました、資源の種苗の生産なり放流、そういうものを今後の政策の中でどうやってしっかりと行っていくか。私も前にもこの委員会でも言わせていただいたように、三位一体改革の中で種苗放流のいろんな予算というのは、地方の方に移譲してしまったがゆえに、特に広域種について後退をしている実態があるのではないかという問題をどうとらえていくかという問題もありますし、また、放流した種苗をどう育てていくような、藻場・干潟を含めた漁場の環境をしっかりと維持していくか、このための公共事業的なものに加えて、漁業者側のいろんな取り組みというもの、活動というものを支えていく支援の制度をどう拡充していくか。4番目には、環境問題も含めて、資源についての研究をどうしっかりしていただくか。今、櫻庭委員からもございましたように、資源の評価についても、もっと広範な研究なり調査の方法というものを考えていただく。こういうことによって資源をふやしていくということが全体の生産を安定的に展開していくことの基本になっていく、こういう認識であるところでございますので、ぜひそういうことを踏まえたフル活用ということで、中身をわかりやすく整理していただければというふうに思います。これは意見でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

山川委員で、武田委員、お願いします。

○山川委員 先ほどの佐藤委員の御意見にも若干関連するのですがけれども、養殖のことに関して、5ページですとか9ページに書いてあるのですがけれども、書いてあることはわかるのですがけれども、あと、防疫体制といいますか、疾病対策とか、そういったことに言及がないですね。種苗の防疫、こういったことは、ひとたび外国から変な病気が入ってくると、それが蔓延して、非常に甚大な被害を養殖業にもたらすということになりかねませんから、そういったこともちょっと書いておく必要があるのではないかなという気がいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、武田委員、お願いします。

○武田委員 骨子（案）の方の本文にはないのですが、机上のみ配付の参考資料の方に欄外のようにして関係意見というところに私が今まで述べてきたものが幾つか入っているのです。例えば、水産物を弱齢期に食べてもらえるように政策を実行してほしいとか、栄養



特性のこととか、魚食のメリットの教育は、小中学校だけではなくて、子どもたちにかかわる養護教諭の養成機関だとか、あるいは看護学校や助産学校であるのが最も有効だと私が述べたことが参考資料として欄外には書いてあるのですが、骨子の本文の方には、6番の「加工・流通業の持続発展と安全な水産物安定供給の実現」の2番の魚食普及の推進のところに「学校給食における魚食の取り組みを推進」とあるだけで、ちょっと生かされていなくて、学校給食というと、本当に給食だけになってしまいます。例えばですけれども、教育熱心な父兄が集まっているような私立の小中学校などでは給食は全くなくて、そこには届かなくなってしまうので、「学校における魚食の取り組み、学校給食など」というような形にして、給食がない私立にはこういうことを知らせるような講演活動だとか、資料を配布するようなことで、給食に限定せず、学校現場に推進するという言葉を盛り込んでほしいなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 水産資源のフル活用について、ちょっとコメントしたいと思うのです。これを最初に見たときにびっくりしたのですけれども、なるほど、いい言葉だなというふうに私、感じました。

というのは、「我が国周辺水域」という言葉がついていますので、日本のE Z内の生産量をフルに活用するというふうに私はとらえました。国連海洋法条約によりますと、余剰資源というのは外国に渡さなければいけないという、そういう1項がありますので、例えば東シナ海の大中型まき網漁業を見ていると、かつては30万トン、40万トンの生産を保っていたのが、現在は16万トンから17万トンレベルに下がっています。これは経営状態が余りよくないということが起因しているのではないかなというふうに思っています。そういう中で、将来、資源がふえたときに、だれがとるのかといった心配が出てきます。

ここの2ページ目の一番最後の行では、「長期的な漁業の安定・増大を図る」という一文が書かれていますので、私は、これを最初に読んだときに、もう少し漁獲能力を向上、生産性の向上というのを書くべきかなと思ったのですけれども、よく見たら、「安定・増大」という言葉が入っていましたので、それに関しては、よかったかなというふうに思います。要するに、E Z内の資源はきちっと日本の国内で利用していこうというふうに私は解釈しましたので、この表現でいいかなというのが私の意見です。

それと、もう一つついでに、話は変わりますけれども、12ページ目のところに「人材の

育成」とあります。国のつくる基本計画ですから、私はこの表現でいいのかなというふうに思うのですけれども、ただ、水産大学校、水産に関する課程を備えた大学、水産高校等、これは水産庁傘下ではなくて、文科省の機関だと思しますので、こういう書きぶりでもいいのかなとちょっと心配します。私はこの表現でいいという意見なのですけれども、ちょっと事務局で検討していただけたらと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

安部特別委員、お願いします。

○安部特別委員 11ページなのですけれども、ちょっとよろしいですか。「多様な経営発展による活力ある生産構造の確立」で、その次に「漁業経営の体質強化」というふうに書いてあるのですけれども、10月4日の35回の企画部会の際に配られた資料の中で、現基本計画の中では「国際競争力のある経営体の育成」というふうに明記してあるんですね。35回の資料の2ページなのですけれども、これが11ページに対応すると思うのですけれども、「現行水産基本計画における漁業経営・生産構造に関する施策と漁業生産構造の将来展望」の基本的な方針の中に「将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立を通じ」というようなことが書いてありまして、主要な施策の柱として、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」というのは明確に書いてあるのですけれども、今回の水産基本計画骨子の中には「国際競争力」という言葉が一切うたわれていないのです。我々は、200海里の内外でやって、外では海外まき網漁業とはえなわ漁業をやっているのですけれども、中国、韓国、台湾との競争で非常に厳しい状況に立たされております。国内におきましては、当社みたいに一定の規模の会社は共済にも入れないという形で、非常に苦しい、厳しい立場なのですけれども、やはりTPPのことを考えましても、どうなるのかわかりませんが、水産業というのは、200海里の内外でやっているわけですから、国際競争力のあるといった観点は明確にここに記載すべきではないかというふうに思います。なぜ現計画から次期の計画にかけて、こういう表現がすばっと落ちたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

後で全体としてお答えをお願いしようかと思っていますので、ちょっと置いておいてください。

先ほど小菅委員から手が挙がっていましたので、小菅委員にお願いして、そして近藤委員、続けてお願いします。

○小菅委員 今までの先生方の御意見も拝聴させていただきました。水産において、段階的には漁場があり、資源があり、それを生産する業者、漁獲する業者がおるということなのですけれども、12ページの人材の確保というところでちょっと発言させていただきたいと思えます。

今、各委員の先生方も触れておられましたけれども、資源というものが過去からだんだんと残念ながら減少している原因がどこにあるかということも思ったときに、勿論、環境の問題もありましょうし、漁業者の資源管理が及ばなかったというところもありましょうし、もう一度、漁業者に現状というものを十分知っていただく。自分たちが生活の場としている漁場がどういう状況にあるのだ、資源がどういうふうな原因によって減っているのだ、それは環境問題なのか、あるいは放流しても育たないのは何なのかということ、過去のいろんな経験を持たれた水産業者のOBの人とか、あるいは研究機関のOBの方、そういうOBによる、一種、水産塾といいますか、そういうようなものを設けていただいて、自らが勉強しながら自らの資源を守っていこうというようなことをやる必要も一方ではあるのではないかなということも思えます。水産塾という、担い手の確保のための勉強の場の必要があるということを感じました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 先ほど国際化の話が出ていて、私も国際化の対応というのは、もっと表に出していいのではないのかなど。政策論ですので、対外的にも明確に打ち出す必要があると思えますし、日本の資源を守るということ、それからまた、日本の魚食文化という話も出ていましたけれども、いわゆる世界文化遺産の中で、各地で日本食の在り方みたいなものをどんどん文化遺産として登録しようというような動きがあるわけですが、国としても、日本の魚食文化というものが重要な要素だということもあえて訴えてもいいのかなど。更に、それにかかわることは何かと言ったら、この項目にも安全・安心の消費者ニーズに即応した水産物の云々とあるわけですが、この部分がいわゆるジャパニーズスタンダードでいいのですけれども、今までにないスタンダードをつくるべきかなと思っています。

というのは、マグロにしても、今まで海外の人がほとんど見向きもしなかったものが、

すしを通してとか、いろんな形でかなり普及しているわけですがけれども、これに対する安全・安心な基準というのは何なのか。安全・安心なという、HACCPみたく衛生面でヨーロッパから押しつけられたような感じで、どうも受け身の感じがあるわけですがけれども、もっと積極的に魚食文化に対する、あるいは魚の新鮮度とか、おいしさとか、そういうものをどう数値であらわすのか、こういうものもやはり重要な要素だと思うのです。

まさに牛肉はある意味で国際スタンダードになって、A5とかA4とかとされているように、魚のスタンダードって何なのですかと。実際にマグロの値付けというのは、日本の築地を通して世界じゅうに出ているわけですがけれども、真珠についても、真珠の養殖が水産庁の役目なのか宝飾業者の話なのか、私もちょっと理解できませんけれども、国際的には日本の神戸とか三重県で行われるような値決めというんですか、まさに水産庁が値決めの元締めみたいなどころがあるわけですがけれども、そのシステムがどうも明確に打ち出されていないし、国際的に打ち出されていない。日本特有のものがあるので、ぜひとも国際化への対応というのをもっと考えていただきたいなど。

それから、放射性物質とか化学物質の問題もありますので、「安全・安心」というものが言葉では3番目に出てきているんですけれども、これをもっと具体的に発展的に、日本が国際的に打って出るキーワードとして扱ってもいいのかなという感じがいたしますので、御検討していただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

東村委員で、高橋特別委員、そして角特別委員、お願いします。

では、東村委員、お願いします。

○東村委員 私は、8ページのところで、「新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化」の(1)のエ、「漁業許可制度をはじめとする資源管理制度の適切な運用」の2つ目のポツに「TAC魚種の拡大については引き続き検討」、これはいいんですが、「地域において実施体制が整った場合には、IQ(個別割当)についても利用を推進」というふうにあるのです。私の知る限り、IQ制というのは、TACを100%近くとっているような魚種については、それなりに機能するみたいなのですが、現状、TACを100%近くとっている魚種って余りないとたしか資源管理分科会では出ていまして、そういう点で、なぜここにいきなりIQが出てきているのかというのがちょっと不思議な感じがいたしました。

それから、もう一点は、「地域において実施体制が整った」と書いてあるのですけれども、TACは、基本的に漁場ごとに決めていて、海域を地域と置きかえるのもちょっと変な感じがしますし、また、業界なんかで実際の運用は行っているというふうに聞いていますので、何で地域限定なのかなというところがちょっと疑問に思います。なぜ地域ごとにやらなければいけないのか、やるなら海域なり全国的になりというものではないのかというような気もいたしました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 まず2ページ目の、先ほど来、話が出ていますけれども、水産資源のフル活用ということでございますけれども、書き出しは当然「我が国周辺」ということで、世界最大の純輸入国であるということですから、まず自分の足元をきっちり、よその国のEZに対応するのではなくて、我が国のものをまず原則的にフル活用する、これは国際的にも当然のことだと思っております。この書き出しについては、私はこのような書き出しでよろしいのではないかなとは思っております。ここの中に、「将来にわたり水産物の自給力を維持・強化することが不可欠」、こういうふうな記載になっております。全くそのとおりだと私も思っております。

これに伴って、11ページの一番下に減船の話が記載されております。いわゆる資源の状況に対して漁獲能力が過大となった場合、減船をするという書き出しになっておりますけれども、私は、この表現は非常に乱暴な表現ではないかと常々思っております。まず漁獲能力が過大ということは資源が少なくなっている、こういうことでしょうかから、そうであれば、休船なり、休漁なり、さまざまな対策を講じた後に、それでも資源が回復しないという最悪のケースが減船だと、そういう理解を私はしているのですが、どうもこの書き出しを読みますと、資源状態が悪くなって漁獲能力が過大となったら即減船だというような読み取りがされますので、決してそういうことではないとは思いますが、そうであれば、書き出しをちょっと変えていただければというように思っております。

更に、資源条件がよくなった場合の記載がないんですね。船をふやすのか、それともどこからかシフトさせて漁場に参入させるのかの記載が全くどこにもないですね。せっかくの有効資源ですから、これをいかように利用するのか、その辺も併せて、どこかに入るのであれば、記載していただければありがたい。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、角特別委員、お願いします。

○角特別委員 私の方は意見だけです。

今後5年間、水産行政でいろんな取り組み、政策なんかをしていただきまして、ありがとうございます。ただ、今、漁業を取り巻く環境というのはものすごい厳しいものがあります。毎年うちの組合でも10名近くやめていって、入ってくる人がゼロという状態に来ていて、もう向こう10年間すれば、どんなふうになるのかなとぞっとするような思いを抱きながら漁業をしている状況です。

ただ、私もここ1年、漁をしながら、何で漁業者の人が後を継いでくれないのかというのをじっと見据えながらやってきた中で、魚をとっても金にならないというような状況がここ二、三年続いているのが一番の現状だと思います。

今、組合の方も、何とか打開策を考えながら、自らとった魚は自ら売っていけというような方針を立てながら、何とか維持をしていこうと努力をしているところですが、そこらあたりを少し踏まえながら、水産行政の方ももう少し力を入れていってください。お願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いします。

○岡本委員 先ほど私のお隣の小菅先生が資源のことを、自分たちの漁場をもっと知っておくべきではないかという意見がありました。私も生産者の家族としてそう思います。

私は秋田県なのですが、秋田県では一時、ハタハタがとれない時期がありました。そして、3年間禁漁したんです。ハタハタって、私たちの年収の約30%か40%くらいを占めているんです。3年間も禁漁して生活がどうなるか、とっても不安でした。でも、3年間禁漁した後、資源がふえたんです。おかげさまで今は、今年はとれなかったのですが、まずまず大漁ということです。その後、解禁になってから、漁獲量を決めて、資源をふやしながらとっております。その資源をふやすには、産卵した卵をとってはいけないんです。沿岸に押し寄せたハタハタのブリコを、漁業を退職した方、また地域の人たちでいろんな工夫をして、海の方に放流しております。そういう努力もしておりますということを申し伝えておきたいと思っておりますし、帰ってまた漁業者の方たちに、自分たちの資源をきっちりとお知っておくべきだという意見もあったということをお伝えしたいと思います。

それと、もう一つ、お願いなのですが、これは私たち女性部の方に首都圏から魚の注文が来ます。この暮れに来たときに、放射性物質が怖くて魚が買えないということでした。秋田の方からどんな魚でもいいから送ってほしいということだったのですが、日本海のしけが続き、なかなか送れないというときもあります。ですから、放射性物質をきっちりと調査し、そして消費者に報告してほしいと思います。それに漁船で放射性物質を海に流し込まないよう、これもきっちりと管理してほしいと思います。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、渡邊特別委員と安成特別委員、お願いします。それで一旦休止といたしますか、ここの場はとめたいと思います。

○渡邊特別委員 5ページなのですがすけれども、震災からの復興の漁場・資源の部分で、瓦れきの撤去、漁場環境調査について、明確に期限を設けられるような書きぶりになってございます。特に漁場環境調査の部分なのですがすけれども、後にあります放射性物質の関係で言うと、これから当初の非常に高いレベルというのはだんだん落ちてくると思うのですが、漁場環境の一部として放射性物質というのが把握されていかなければいけないような状況というのが多分続くのではないかというふうに思われます。

という意味で、ここで漁場環境調査を24年度末まで実施という形である程度期限を切られている部分、この辺、どういう背景、また意図があるのかをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

安成特別委員、お願いします。

○安成特別委員 放射性物質の話で、1ページ、震災からの復興のところで、一番最後のところ、「原子力発電所事故により発生した原子力災害による我が国の水産物への被害はなお終息せず、信認を毀損している状況を踏まえ、被害の克服に向けて、正面から対策に取組。」これはとても重要で、日本の水産物を海外に売っていくためにも、どうしても日本の水産物が放射能を帯びているのではないかというので、実際にそういうものが出たというような状況がありますので、風評ということではなくて、きっちりと漁場を精査していく。海のホットスポットというような話もありますので、とにかく情報をきっちりととらまえて開示してほしいというふうに思います。それをきちんとやらないと、なかなか水産物の安全性に対して信頼を毀損しているというのは回復できないということがあります

ので、そこは渡邊委員もおっしゃいましたけれども、実態を公表するということが続けていってほしいというふうに思います。

あと、消費者への情報開示というようなことに関しては、次の段になるかと思っておりますので、そのことも含めて、情報開示だけはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、まだ言い足りない御意見もあるかもしれませんが、後で時間に余裕がございましたら、また戻っていただけると幸いです。

今のところ、いろいろ御意見いただきましたけれども、私の方でキーワード的に少しリマインドしておきますと、まず東日本大震災につきましては、放射性物質の話などが御意見として出ました。

それから、その次の資源管理につきましては、「フル活用」という言葉をめぐって、賛否両論をいただいたと思います。

また、天然資源をとるだけではなく、養殖であるとか種苗生産についてももっと書き込むべきではないのかというお話もいただきました。

それから、それに関連して、防疫や疾病対策についても書き込むべきではないかという事です。

それから、国際的な資源管理の推進というところに関連するかもしれませんが、国際競争力のあるものにしたいと、そこをもっと強調するべきではないかというお話。一方で、減船について、このような書き方でいいのかというようなこと。

それから、資源管理に戻りまして、IQの利用について、このような記述でよいのかというようなお話などをいただいたかと思っております。

ほかにも私が記録漏れしているところもあるかもしれませんが、一通り水産庁の方から、どういってお考えがあるかということについて、お答えいただきたいというふうに思います。

○漁政部長 本当に多くの皆様から多岐にわたる貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございます。そして、今、座長から主な御意見につきまして整理をしていただきました。いずれの御意見も、この先、私ども、骨子案から計画素案をつくってまいりますので、その段階で可能な限り皆様の貴重な御意見を反映してまいりたいと思います。

その中で幾つかコメントさせていただきますと、今、座長からも整理いただきました「フ



ル活用」という言葉でございます。これにつきまして、余り今までの計画で使われてこなかった言葉でございますので、賛否両論、いろいろな御意見があったのだらうと思います。

私の印象としては、皆様方のおっしゃっているサブスタンスについては、それほど大きく変わらないのではないかと。つまり、フル活用といっても、勿論、乱獲すべきだということではなくて、基本法で示されております資源の持続的・安定的な利用、そこには種苗生産の問題、研究開発の問題、防疫の問題、あるいは藻場・干潟の整備の問題、当然含まれてまいります。したがって、この言葉がいいかどうかということもございますが、いずれにしても、サブスタンスについては、それほど大きな違いはないというふうに理解いたしましたので、できる限り皆様方の御懸念あるいは誤解を招かないような表現を工夫してまいりたいというふうに思います。

それから、国際競争力の観点の記述が弱いというのは、御指摘のとおりだと思いますので、その点についても考えは同じでございますので、できる限り表現の上で工夫してまいりたいということでございます。

そのほか、I Qの問題ですとか放射性物質の問題については、担当課長から補足させていただきたいと思いますが、あと1点、他省庁の所管のことで書いていいのかなという、大学なり高校に関連してお話ございましたが、これはあくまで閣議決定をしていく政府全体としての基本計画になりますので、当然のことながら、水産庁の担当している分野のみならず、他省庁の分野も書き込んでいくということは可能でございますし、またそうあるべきではないかなというふうに考えております。

○漁場資源課長 漁場資源課長の内海です。

震災の関係で放射性物質の調査について御質問と御意見をいただきました。岡本委員、安成特別委員からいただきました、放射性物質についてしっかり調べて情報を公開していただきたいという御意見、そのとおりであります。

水産庁としまして、原子力事故がありました3月から各県と協力しまして、もう5,000を超える検体を調べ続けて、ホームページ上にアップしております。この調査の動きは、決して減ることなく、各県にも、消費者の方々あるいは漁業者の方々、御心配な部分については積極的に対応してくれということで、予算においても、2次補正で用意をいたしましたし、それから、来年度予算も放射能の調査について、今、予算を要求しているというようなところであります。

当然、放射性物質の問題で、今、福島ですとか近隣の県でも漁業が制約されております。

そういった制約がきっちり解除できるように、それから、消費者の方に放射性物質が安全なところまで減じたんだというようなところまで、しっかりこの調査は継続すべきだというふうに考えております。この骨子にあるように、通常レベルに戻るまでの間、そういった調査はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、それに兼ね併せて、5ページのところで、渡邊特別委員から漁場環境調査が平成24年度末まで実施ということで途中切れるのではないかと。これは、放射性物質の調査が含まれているのではないかとのお見込みで多分御意見いただいたかと思いますが、これはまた放射性物質の調査とは別として、実は震災の後、津波で三陸の漁場環境がかなり変わったというふうに言われております。干潟の状態ですとか藻場の状態ですとか、それから、一部陸上にあった有害物質が悪さをしているのではないかとといったような指摘もありましたので、この点については、漁場環境がどうなっているかということをしっかり調査していこうということで、現在、補正で用意して、水産総合研究センター、それから、被災各県の協力を得ながら調査を続けております。これは24年度も津波で被害を受けた漁場の状況をいち早く把握していこうということで行われる調査であります。放射性物質の調査とはまた別物ということで御理解をいただければというふうに思っております。

それから、うちの課では資源の評価の部分も一部対応しております。先ほど櫻庭委員の方からも、TAC対象魚種の資源評価の精度をしっかりと上げてくれという御意見がございました。TAC魚種については、管理の前提として、資源をしっかりと評価していくということで、非常に厳しいTACの数量が出るような魚種については、漁業者の方の関心も高いということをよく承知しております。北海道のスケトウなんかでは、資源評価をしっかりとやってくれ、現場の感覚とどういうところがどう違うのかということもしっかり説明した上で資源評価をしてほしいという御意見をいただいております。それに向けて今、水研センター等ともお話をしているところですので、できるだけ漁業者の方々の御理解を得られるような資源評価を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

管理課長さん、お願いします。

○管理課長 管理課でございます。

先ほど、東村委員の方から御指摘がありましたIQの件ということでございますが、本件につきましては、8ページのところにその旨が書いてあるわけでございますが、TAC

魚種の拡大とIQの検討につきましては、別途、政府の中の規制改革の関係から御指摘ということでございまして、そういった面についての水産庁の考え方を書かせていただいているということでございます。

特にIQにつきましては、委員御指摘のように、全国的にというようなもの、それから、現在、前の企画部会の資料でも御説明をさせていただいたのですが、国としてやっているものでは、ミナミマグロとか、太平洋クロマグロ、それから、日本海のベニズワイガニ、そういうものがあるのと、それから、今回の資源管理、所得補償の関係の中で、個別の漁業者等が資源管理計画ということで出しているような中にも、個別で漁獲量を決めて管理をやっておられるところもありまして、そういった面を見て、利用を推進していきたいということを記載させていただいたということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第2のパートに移りたいと思います。

今度は、基本的な方針で言いますと3と4になります。「安心・安全」など消費者ニーズに即した水産物の供給と4の安全で活力ある漁村づくり、ページ数では3ページの中段から4ページの中段までのところですが、それから、もっとボリュームのある講ずべき施策のところですが、それは6、7、8、9というふうになります。ページ数で言いますと、13ページの中段から17ページの中段まででございまして、これについて御審議をお願いしたいと思います。

また、先ほど第1のパートのときにも、例えば武田委員からは、魚食のメリットをもっと強調した方がいいのではないかというような御意見をいただきましたし、近藤委員からも、世界文化遺産とかHACCPについて、受け身ではなく、もっと打って出るようなやり方をすべきではないかというような御意見をいただいております、これはこちらのパートにも関連することではないかと思っております。それも御意見として承りつつ、また皆さんの御意見、御質問をいただきたいと思っております。

どなたからでも。いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 それでは、お願いいたします。

3ページ目の3の「安心・安全」云々の供給の②のところ、「顔の見える関係づくり」ということで、これが一番大事なフレーズかなと。大好きな言葉なんですけど、この強化推進についてですけれども、魚離れの原因の1つに漁業者の方の顔が非常に見えにくくなっ

てきているというのも大きな原因があるように私は思います。ですから、多くの消費者の方から漁業者への応援団になっていただくということが消費の増大につながっていくのではないかなと思います。非常に時間はかかると思います。そういう意味で、顔の見えるような施策をどんどん仕掛けていくのが5年間の基本計画の使命かなというふうに思っているところもあります。

その点から、②の言葉の「水産物の流通について」ということで、これだけが顔の見える関係づくりというところで収束してしまうと、ちょっと小さくなってしまうので、僭越ですけれども、「水産物流通」という言葉を「水産物の生産・消費のあらゆる面について」とか、ちょっと広く書いていただくと、日本全国でみんな顔が見えるんだなというようなことでとらまえることができないかなという意見が1つです。

もう一点ですが、それに従いまして施策の方になりますが、先ほど武田委員の方からも話がありました。これは13ページの6の(2)魚食普及の推進、食育の中の魚食ということなのでしょうけれども、ここで見ますと、黒ポチの2つ目、学校給食と。御存じのとおり、魚食というのは、学校給食ばかりではありません。当然、小さいときからの家庭での教育、家庭での魚を食べるという日本の伝統的な文化といいますか、家庭での教育が非常に重要なわけです。そこで、文科省とはまた相談となると思うのですが、全国の公民館では家庭教育学級というのをしっかりやっております。家庭のしつけとか、乳幼児の教育とか、そういうものを主にやっているのですが、あとは、「早寝早起き朝ごはん運動」とかというのを今、熱心に展開しております。そういう機会を見て魚食の啓発を図れないものかなというふうになんか提案させていただきたいということでありまして、そこでまたこれも僭越ながら、「学校給食」の前に例えば「公民館など社会教育の場での魚食の啓発、」とか、ちょっと前に言葉を入れていただくと、ぐっと広がりが出るなという提案でございます。

以上です。ありがとうございました。

○山下部会長 具体的な提案、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

武田委員、お願いします。

○武田委員 済みません、先ほどパート1で私が今、言うべきことを言ってしまうと、申し訳ございません。今、出たことなのでしょうけれども、先ほど言いましたように、「学校給食における」と、学校給食だけに限定せずに、総合学習の時間とか、あるいは私立では

給食がないので、そういうところには別の方法でアプローチして、魚を食べなければ、今、日本の若者の食構造が変わってしまって、将来的にどう見ても、生活習慣病増加が予想されているんですね。そういうことが科学的に論文で幾つか出ていますので、それを示した上で、今、農林水産省と厚生労働省から「食事バランスガイド」というものが出ていますが、あそこではタンパク質という扱いで、肉と卵と魚の区別をしていないでくっつけて、量だけで見ているんですが、実際は肉と魚は果物と野菜ぐらいに持っている油の成分が違うんです。そういうようなことをわかりやすく広げていく活動をしなればいけないと思うということで、それを言うための人々ということで、学校にいる養護教諭とか、あるいはお母さんたちにかかわる助産師さんや看護師さん、妊娠・出産のときにかかわる人々のところでそれを知っている人をふやさなければいけないので、小中学校の学校給食にこだわらずに、もっと広い範囲で学校における魚食の取り組み、あるいは教育者への魚食の取り組みということで、教育者や看護職も入れていただきたいなというふうに思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

東村委員。

○東村委員 今、お二方の委員とまたかぶる部分でもございますけれども、13ページの6の(2)の一番下、「魚食普及を推進する民間事業者」と、いろんなことが想定されているのかと思うのですが、ちょっと卑近な例で申し訳ないのですが、私、今、福井県の小浜市というところに住んでまして、スーパーで地元の魚がどれぐらいの割合で流通しているのかというのを調べましたときに、小浜市は大体20%で、敦賀市になると50%ぐらいという、全国的に見て非常に高い数値になっています。アンケートをとると、魚を買うときに一番重視するのは鮮度、だから地元ということで、先ほど顔の見える関係というのが非常に重要だというふうにありましたけれども、それは私の住んでいるような地域が特に漁業が盛んな地域であるということで、大学に教えていますので、学生に聞いたところ、魚とお肉とどっちが好きかという、大体答えは半々なんです。その理由が、どっちも「料理の種類が多い」なんですね。肉を好きな人はそう書くし、魚もそう書いている。海洋生物資源学部というところにいますので、魚への関心が高く、大学に入ってからよく魚を食べるようになったということもありますので、魚に親しむ、生物としての魚でもありますし、食べ物としての魚でもありますし、そういうものを身近に感じるような啓蒙活動、さっき2人の委員がおっしゃられたこととかぶることだと思います。

もう一つ、「魚食普及を推進する民間事業者」の中に特に書き加えていただくというよりも、結局、今は、皆さんはスーパーで魚を買っているわけですから、スーパーなどでよく魚を扱ってもら。買うのは、ラウンドはちょっと厳しくて、柵になっていたり、フィレになったりすると買いやすいというのがどうしても現実なので、魚をさばくことを教えるのも大事なんですけども、食べやすいものを提供するというのもまた一方で重要なのかなというふうに考えております。

ちょっと雑駁になりましたが、以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには。それでは、櫻庭委員と近藤委員、お願いします。

○櫻庭委員 加工・流通の対策について、お願いしたいと思います。現在の国産水産物の安定供給とか、価格の安定について、これらを実現するためには、ぜひとも水産物の安定供給推進事業というようなものの拡充を更にしていただいて、充実を図っていただきたいというふうに思います。

この6にもありますように、生産から消費までというような表現になっていますけれども、生産者、更には加工業者、流通業者、そして消費者を結ぶトータルなサプライチェーンのようなものを構築していただけたらな、というふうに思います。更には、国内の流通の安定供給を図っていただきたいというふうに思います。国際的な水産物の消費動向であるとか、今、非常に円高でございますが、そんな中で何とかその辺のところを踏まえた、輸出というのも、うたっておりますけれども、更に充実をさせていただきたいというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 かなり似たようなことなのですけれども、3番目の「安全・安心」の主語がだれになるかわからない。つまり生産者なのか、加工業者なのか、流通業者なのか、あるいは消費者なのか。一応消費者を対象としているけれども、安全・安心な政策というのは、だれに向けた政策課題としてここに提出しているのかというのが、実際書き込むときに主語がはっきりするのでしょうかけれども、今のこの段階では見えないということです。

それで、一番の重要なところは、③の「水産物の栄養の特性を含めた確かな情報提供を行う」というのも、これはだれがやるのか。今、一番重要なのは、漁業従事者が高齢化、また人口が減っている、あるいは少子高齢化で若い人たちの参加がほとんど見込まれない、

これに対して、漁業従事者がどうやって情報を発信するのかというところも見えていないんですね。もう少しこの辺を書いてほしい。つまり、ICT化といいますか、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーというものを普通やっているのはほとんどが加工業者と流通業者なんですね。ところが、漁業従事者はほとんどICTについてはかかわっていない。たまにいますけれども、非常に少ない。そういうスキルをどういう形で教育していくのか、あるいはツールをどういう形で援助していくのか、助成していくのか、これはぜひシステムとして考えていただきたい。

実は、これはまた次の段階になるのですけれども、「第6次産業化」という言葉がありますけれども、これを英語に訳すと何と言うのかな。恐らくこの基本計画が出ていくと、ほとんど同時的に韓国とか中国で翻訳されて使われると思うんですね。そのときに6次産業って何だと。今、国際的には第1次産業、第2次産業、第3次産業という分類はほとんどなくなっているんですね。その中で6次産業というのは何なんでしょうか。それにかわる何か新しい言葉、あるいはICTという言葉に置きかえた形での高次情報化に伴い漁業従事者がどう対応していったらいいのかというところで、新しい産業をつくり上げていく、あるいはサービス産業にどうかかわっていくか、この辺の講図が見えない。ここに第6次産業と書かれている内容が、イメージはわかるのですけれども、私も第6次産業ということ初めて数年前に聞いたとき、ああ、なかなかいい言葉だなと思ったけれども、はたと思っ、では具体的に何が第6次産業なのだろうかということがわからない。どこでもICTというのが1つの共通ワードになっているのに、水産庁の中でICTは防災とかそういう面では非常に進んできているのですけれども、物流とか流通でも漁業従事者はほとんど置いておかれているというところなので、それをぜひ考慮していただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、山川委員と長屋委員、お願いします。

○山川委員 先ほどの近藤委員の御意見にちょっと重ねて申しますと、先ほど主語が明確でないという点を言及されましたけれども、語尾も「推進」だとか、「促進」だとか、「支援」だとか、その辺の使い分けが、特に流通・加工とか6次産業の部分で混乱しているのではないかなという気がします。望ましい状態を達成するのに行政施策としてどういうことを打つのかという、そこのあたりの仕分けというのですかね、そういうところがもうちょっと言葉遣いを整理されてはいかかというふうに思います。

それから、もう一点、言葉の点で申しますと、16ページの一番下（2）の「海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究の着実な実施」、これが盛り込まれているという点は非常に重要なことではないかというふうに思うのですけれども、それをめぐりまして、17ページの1行目のところに「水産に関する新技術開発の基礎となる」というまぐら言葉がついて、「①水産生物に含まれる放射性物質の調査を含めた海洋モニタリング調査」というふうに書かれていまして、放射性物質の調査だとか海洋モニタリング調査が水産の新技術開発という短期的な目標とリンクされて書かれているようなイメージを持つわけですね。海洋モニタリング調査というと、水産技術開発ではなくて、もっと長期的な環境保全、生態系保全だとか、地球環境問題、温暖化問題、それから、放射性物質で言いますと、安全・安心ですとか、そういったいろんな方面の基礎となるような情報だろうと思いますので、「水産に関する新技術開発」というふうに限定してしまうのはいかがなものかという気がいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 「食育」については、基本法が制定されたところでございます。基本法を制定する背景は、武田委員言われるように、日本の食が余りにも危険な状態に陥っているんだ、これについては国全体として取り組まなきゃならない、こういう意味合いで食育の基本法というものが制定されたのだと私どもは認識をしているわけでございます。この「食育」という言葉が基本計画の中で1つも出てきておりません。

確かに、食育について各省庁それぞれ取り組みをしていくということですから、水産庁としては、6ページに魚食普及のところを書いてあるところが自らのやることだということであるのだと思いますが、ただ、現実的には、先般の資料にもありましたように、この10年間で大幅に水産物の消費が減っている、このことが日本の食が危うくなっていることのまさに証左だということだと思えます。そういうことを担っている水産庁は、ほかの省庁にも働きかけをするぐらいの必要性はあるのだと思っていますので、基本計画の中でも、そういう視点からも魚食普及のところに食育の重要性についての提起をぜひしていただければというふうに思います。

もう一点、私どもとしては、先ほど顔の見える流通のお話がありました。これを実現していくためには、先ほど櫻庭委員からございましたように、生産から加工・流通、消費



に至るまで一貫してすべてが責任を持たなきゃならないということと、その間の情報が途切れずに消費者までいかなきゃならない、こういうことについて、ここをしっかりと支援していくような国としての施策というものをぜひ御検討いただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、武田委員、お願いします。

○武田委員 先ほどからずっと考えていたのですけれども、今さらなのですけれども、3番の大きな枠組みの『安心・安全』など消費者ニーズに即した水産物の供給」という言葉自体がおかしいのではないかと今、思っているんですね。例えば、その黒ポチのところに「食の簡便化等生活スタイルの変化を背景として、若年層を中心に、『魚離れ』が進行」と書いてあるのです。つまり、若年層を中心に消費者ニーズが落ちているのに、それに即した水産物の供給ということはおかしいと思うのですね。今、食育などでも意識を変えていって食べてもらおうというような意見も出ているので、安心・安全はそうなのですけれども、消費者ニーズのところで、量までもニーズに即しているような表現に思うので、例えばなのですけれども、「国民の健康を支える意識を持った水産物の供給」というような、国民の健康を支える意識を持つというような言葉を盛り込んでいかないと、何でも消費者のニーズ、ニーズというと、離れた若年層を引きとめるという意味がなくなってしまって、それこそ食育がなくなってしまうと思う。1、2、3、4を見ていきますと、無理に水産にかかわってなくて、例えば普通の野菜とか違うものであっても構わなくなってしまう。例えば工業用品であっても、この1、2、3、4が全部当たっているのではないかと、そんなふうに思って、これは魚なんだ、水産なんだというようなことが1、2、3、4の中に出てきていないように思うので、特に私は何で水産なのかというと、将来の医療費増大や国民の健康がボロボロになってしまうから水産業を守りたいと思っているので、それを入れたようなものを入れてほしいと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 15ページの防災機能・減災対策の強化というところでございますけれども、これまで、いわゆる耐震機能付きのバースを水揚げ岸壁で持っていなかったということ自体が、我々から見て非常に不思議な感じがいたします。いわゆる商工岸壁は、大きい港では必ずのように耐震バースというものを持っております。今回の震災を教訓にして、

耐震化というものを早急に立ち上げるということについては、強く支持をしていきたいと思っております。

併せて、その上の方に、「施設の効果が粘り強く」という、この意味なんですが、前段に書いてあるとおり、津波が来襲した場合でも建物がもつということなのでしょうけれども、どうもなかなかわかりづらいような記載の仕方であるというふうに思いますので、若干かみ砕いたような表現でもよろしいのではないかなとは思っております。

それから、その下の避難路や避難施設の整備ということで、これはここで働く皆さん、それから、来訪者、その周辺におられる方々の避難経路ということでしょうけれども、併せて、船自体の避難経路というのは全くどこにも書いていないですね。皆さんもテレビでよく見たと思いますけれども、例えば気仙沼の港で被災した場合、船が2次、3次災害を引き起こしているわけですから、この船を津波の来襲の前に沖合に避難させるという、避難経路、それから、避難マニュアルというんですか、こういうものが全くどこにも記載されておられませんので、その辺も十分検討していただければというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、意見もたくさんいただきましたので、このあたりで一度切ってみたいと思います。

今回は、消費者の魚離れをどう食いとめるかということについて、多くの意見をいただきました。また、6次産業化や食育についても御意見をいただいて、あと、それ以外では、今の高橋専門委員の耐震の問題、あるいはICTの言及であるとか、というようなことを御提案いただいたのですけれども、お答えをお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。3の水産物の消費の増大について、皆様から企画部会の意見をいただきましたし、私どもも基本計画にできるだけのことを書き込んでいきたいというふうに思っております。

まず、武田委員からいただきました3のところのタイトルが、消費者のニーズに沿っていくというと、ますます簡便ですし、ますます離れていく方向にしかいかないのではないかという御意見、なるほど、タイトルを読んでみてもっともだなと思うところがございます。消費者の意識も変えていくということがわかるような形のタイトルにいたしたいというふうに思っております。

それから、これにつきましては、長屋委員からもありましたけれども、まずそれにかか

わる人、それから、消費者も巻き込んで、全体として皆さんがそれぞれの立場で連携しながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういう点で、主語不明確というお話がありましたけれども、だれだけがやるという話でもないものですから、そこは連携してきちんとみんなが取り組んでいくというニュアンスでの書きかえ、それから、あらゆる人があらゆる段階で顔の見える関係づくりをやっていくということで、その辺につきましては、御意見を踏まえて書きかえさせていただきたいと思っております。

それから、本文のほうの3にまいりまして、学校給食のみならず、学校関係者、社会教育といった方、それから、あと食育といった政府全体での取り組みへの言及が欠けているというお話がございまして、この点についてももっともな点が多うございまして、まさに政府全体として閣議決定をする文書でございますので、各省が連携をとり、我々も働きかけ、向こう側の施策でもきちんと取り組んでいただくという方向での見直しをしていきたいというふうに思っているところでございます。

まさに、魚食の普及のところ、本文では書けることはそう長いことではないのですけれども、その意味をきちんと酌んで、これから各般の施策をいろいろな方と協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、最後、漁港の関係をお願いします。

○計画課長 それでは、15ページの漁港の関係でございます。

1つは、耐震化というお話がございました。耐震化につきましては、これまでも2つの面で進めてきております。1つは、緊急生活物資の輸送のための岸壁の整備、どうしても地震がありますと岸壁が弱い構造になっておりますので、これは市町村が定める地域防災計画の中に位置づけて、どのような地震があっても、その部分の岸壁は壊れない耐震強化岸壁というのを進めてきております。

もう一つ、新しく、水揚げ、市場の全面の陸揚げ岸壁、これは震災後、直ちに回復できるようにということで進めてきておりますが、特に今回の大きな震災を踏まえまして、よりこれを強調して進めていこうという趣旨で耐震化を推進というふうにしております。また、技術基準が年代とともに上がってきておりまして、現在の普通の岸壁整備をやっても、従来よりもかなり強くなってきている、そういう耐震化もございますけれども、今回を機に更に一層、お話のとおり進めてまいりたいと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

防災漁村課長、お願いします。

○防災漁村課長 続きまして、施設の粘り強い構造についてわかりやすくということがございます。御指摘のとおり、例えば津波が超えた場合でも施設が壊れずに残っていればということを示した表現なのですが、この表現自体は中央防災会議の専門調査会の報告にもありまして、一応使わせていただきたいのですが、どういうことなのかということについてわかりにくいという指摘はごもっともですので、表現をどう補強していくかというようなことを考えていきたいなと思っております。

それから、船の避難につきましては、これも同じ活力ある漁村づくりで、「粘り強く」の下、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン等を見直し」という記述がございます。実は災害に強い漁業地域づくりガイドラインの中で、津波が来襲したときの船の避難についての記述がございます。今回の津波の被害を踏まえまして、そこだけではないのですけれども、ガイドライン全体の見直しを行っておりますので、今回の経験を可能な限り反映させていきたいというふうに思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、最後に3つ目のパートになりますが、水産物の自給率目標以降の部分、17ページ下段以降でございますが、そこについて御意見をお願いいたします。御意見をいただく時間は残り10分くらいになってしまうかと思いますが、この場所に持ってきたこと、それから、目標値の設定等について、いかがでございましょうか。

山川委員。

○山川委員 今回、消費目標を打ち出されるという点は、これまでの自給率目標の問題点を回避するといいますか、それに対する回答として、こういうものを設定するというのは非常にいいことではないかなというふうに思います。

ただ、「消費目標」という言葉なのですけれども、国全体としてこれだけ消費しましょうという、国民統制というんですか、上からイメージみたいな、そんなニュアンスの言葉ではないかなという気がしますので、消費拡大目標だとか、維持促進だとか、そういう言葉にする必要があるのではないかなという気がいたします。

あと、それを達成するための課題として、19ページ、「(2) 水産物消費に関する課題」ということでばくっと書いてあるのですけれども、書きぶりを見ると、その上の(1)の「漁業生産に関する課題」というのは、かなり具体的なところまで入っているのですけれども、(2)の消費に関する課題の方は、「消費者その他の関係者は、魚介類の栄養特性

を理解し」と、理解していないのが悪いんだみたいな、そんなイメージで書いてあったり、それから、「水産業の発展のみならず、食料の安定供給面からも大きな損失となることについて理解を深める必要」があるとか、啓発という視点から書いておられるのでしょうかけれども、そういう理解を進めるためにどういったことが課題としてあるのかという、もうちょっと具体的なところに落とし込んだ議論が必要なのかなという気がいたしました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに。長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今、山川先生が言われたところの19ページでございますが、消費に対する課題のところでも、繰り返しになりますけれども、今の水産物の消費が大幅に減退しているという実態の危機感をここで訴えていただけないかなと。そういう中で、先ほど申し上げましたような、食育については関係省庁がたくさんあるかと思えますけれども、そういう実態を踏まえて、水産庁が先頭に立ってやっていくというふうな気概も示していただければというふうに思います。

言葉の問題で2点だけお願いしたいと思います。

18ページの沿岸漁業のところ、ポツの2つ目で「退職者」という言葉が出てまいります。私どもはこれまでもこの言葉については沿岸漁業の部分ではなかなか使ってこなかった言葉でございますので、漁業の場合は、年を取っても、海に行って自給的漁業者にはなりますけれども、完全にすべての分野で撤退するということは、なかなか実態としてはないのかなと思いますので、ここはちょっと言葉を御検討いただきたいと思います。

その2つ下のポツで、「地先の資源管理や生態系（里海）」と、「里海」という言葉を出していただいたのは大変ありがたいというふうに思っております。ただ、若干申し上げたいのは、私どもがとらえております里海というのは、人の営みと環境生態系が経済的、文化的に混じり合って維持されている海や沿岸域というとらえ方をしてございますので、どちらかという、里海を前に出していただいて、括弧で生態系を出していただく、こういうふうな形で言葉としての御要望を申し上げたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

東村委員、お願いします。

○東村委員 具体的にこういう書きっぷりをという提案はできないのですが、現在、水産物の自給率、大体60%ぐらいというのを水産白書で見たような気がするのですが、ということは、あとの4割分は輸入物を食べているということで、要は消費者が輸入

の魚を食べるような方向へ行ってしまうと自給率というのは上がらないわけで、魚離れを防ぐ、それから自給率を上げる、そのワンクッションとして、国産の魚を食べてもらうというのが必要だと思うのですね。それをどこに書けばというのは、ちょっと私、具体的に案がなくて申し訳ないのですけれども、実はあと4割分ぐらいは国産の生産量がふえれば、現状でも日本人は魚を食べるという状況ですから、そのワンクッションをどこかに入れていただきたいかなというふうに感じました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

安成特別委員で、馬場委員、お願いします。

○安成特別委員 ここで申し上げるのが適切かどうかよくわからないのですが、一番最後の21ページの「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」というところで、3番目の「現場のニーズを踏まえた」という項があるのですが、具体的に何を言っているのか、よくわからないのです。

○山下部会長 御質問ということで、後でお答えいただきます。

馬場委員、お願いします。

○馬場委員 19ページの(2)の「水産物消費に関する課題」というところで、今までも水産物消費については、魚離れということは言われていて、食生活の栄養バランスということも言われているのですけれども、食事の実態からいくと、問題なのは家庭内食だと思うんです。今まで私が調査したり、学生が調査したものをしていると、例えば大手の居酒屋チェーンでは水産物の利用は非常に高まっているし、それこそが競争力で生きる道だと。あと、神奈川県のある市の学校給食を調べると、10年前に比べて、肉は落ちていて、水産物の利用率は10%ぐらい上がっているんですね。問題は恐らく家庭内食で、家庭で調理しなくなっている。ですから、魚離れというよりも、魚の調理離れで、これは魚に限らず、大手量販店の方に聞くと、いわゆる素材食品、野菜、肉、魚、みんな売り上げが落ちている、あるいは低迷していると言っていて、その分は調理食品、加工食品に行っているわけです。

それから、水産物消費に関する課題ということで、攻めていく部分というか、あるいはこれから注目していく部分というのは、恐らく家庭内食をどういうふうに復活させていくかということで、これを水産の基本計画に書くのかどうかですけれども、実態の把握としては、そういう部分に注目しておくべきではないかという気がします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

武田委員。

○武田委員 前回の企画部会でも何回か言ったこととダブるんですけども、先ほど山川委員の方から、「目標」という言葉では国民を統制するような形でどうかという御意見が出ているのですが、厚生労働省の方では、食事摂取基準というものを2010年に出していて、 $n-6$ 系脂肪酸とか、 $n-3$ 系脂肪酸という魚に特有の脂肪酸をとる量の目標量とか目安量とか、推奨量というような言葉を使って、それぞれの栄養素について、目標とか言っていますので、私としては、健康上の意味からの食品であるので、「目標」というような言葉を使ってもよいのではないかと考えております。

厚生労働省では、目標量として、EPA及びDHAという魚特有の油を1日1人1グラム以上摂取することが健康上望ましいと出していて、こういうことを全く無視して、ただ水産で商品がどうだから、こうだからということで、今までこれだけのものしか売れていなかったから、せめてそれを維持しましょうというふうに言うのではなくて、長屋委員もおっしゃっていましたように、健康を守る食品なのだから、食べ物なのだからという意識を持って、厚生労働省の言っていることと兼ね合うようなものを推奨なり目標なりという言葉で示していった方がよいとされていて、私は今、落ち込んでいる22年の消費量を何とか維持しましょうというすごく消極的なものであるもので、足りないぐらいだと思っています。もっとふやさないと、EPAを1グラム、DHAを1グラムとるのが望ましいと言っているのには、実際に言うと80グラムでは足りないのですね。魚の種類によって、入っている油が違いますから。更に医学的な研究、論文ではDHAの摂取と子どものIQが変わっているとか、それから、この夏にも毎日新聞が報じていましたが、国立がんセンターとかの追跡調査によって、魚をたくさん食べている人の方が糖尿病になっている男性が少なくなっているという結果が明らかに出ていて、医師会などに行っている医師たちは、「はあ、そうなんだ」とうなずいている。そこで終わってしまっているんですよ。そこをつなぐということをしている人がいないのです。だれがするかといたら、私は自分が医療職であるので、医療職であり教育者の責任だと思っているのです。それを産地の人だとか水産業の人に押しつけるのではなくて、医療だとか教育者にこれを普及させていく活動をするということを知らせて、そのためにも「目標量」という言葉は必要ではないかと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

そろそろ時間になっているのですけれども、近藤委員、簡単にお願ひできますか。

○近藤委員 最後の第4の2ですけれども、関係省庁の連携ということで、つい最近、1月の中旬ごろにNHKで、セシウムが河川を通して、2年後には東京湾の水質汚染、それから魚介類に及ぼす影響というのは多大であるというような警告的な放送がなされて、現在、漁業組合でとった水産物はほとんど売れないというようなことになって、これは何を期待するかといたら、もっと積極的に、役所もそうですけれども、河川を通じてセシウムが海域に流れ込むというのは、かなりシリアスな問題としてとらえるべきではないかなと思っています。これを河川管理者に泥とかをちゃんと取って処理してもらわないと、数年後には海で全部引き受けることになりますので、ぜひそのことを関係省庁との連携として、重点項目に入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、簡単に事務局の方からお答えをお願いします。

○漁政部長 主として表現ぶりについての御意見が中心だったと思われまますので、いずれも御趣旨をよく理解しながら、計画案に反映してまいりたいと思います。

21ページの第4の3番のところについては、まさに書いてあるとおりでございまして、政策である以上、全体の消費者なり国民のニーズが反映されたものでなければいけない、そのとおりに前のことが書いてあるということでございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の水産基本計画に関する審議はここまでいたします。

御審議いただいた骨子（案）については、本日午後からパブリックコメントを募集されるというふうに聞いております。事務局では、本日いただいた意見とパブリックコメントなどを踏まえまして、次期水産基本計画の素案の作成に向けた作業を進めていただきたいと思ひます。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。

もう余り時間がございませんが、この機会にぜひということがございましたら承りますが、いかがでしょうか。

それでは、手短にお願ひします。

○高橋特別委員 しつこいようで申し訳ないのですが、今、審議を打ち切りされてしまったのですけれども、5ページに魚礁と藻場と干潟の記載があります。私は、漁業・水産に



対しては、最も大切なものがこれなのだと思います。生み育てる地域でございますから、森が海の恋人だというのであれば、藻場や干潟というのは、多分魚の揺りかごなんですよ。そういう意味から、これをたった1行でぽつと書かれると非常に問題があるだろう。もっとボリュームがあって、わかりやすく記載をしていただきたい。この辺をお願いしておきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

皆さん、手が挙がっちゃったのですけれども、どうしたらいいのでしょうか。もし時間が12時過ぎてもよろしければ、お話を伺いますけれども、皆さん、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○山下部会長 それでは、手を挙げていただいた櫻庭委員。

○櫻庭委員 漁業者として、1点だけ確認させていただきたい。

今、近藤委員も言いましたけれども、放射能汚染水の海洋への流出についての絶対阻止だとか、反対だとかというのは、一団体の組織がやれということなのか、この辺、原子力のページのところのどこで読み取れますか。それだけちょっと確認させてください。

○山下部会長 それでは、そのお答えを用意していただいている間に、武田委員と長屋委員も手が挙がっていますので、手短にお願いします。

○長屋委員 お願いでございます。6ページの「漁業経営」の最後のポツでございます。これは多分、水産特区の問題を記述されているところだと思います。私どもは、ここでは、前段にありますようなノウハウや資本を有する民間企業との連携というのが目的であるというふうに思っておりますので、後段の部分については、私は記述としては除いていただきたいというのが要望でございます。もし記述をされるのであれば、衆参両院の特別委員会で議論された附帯決議までつけられた問題をしっかりとこの中に記述していただく、そういうことをお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、短くお願いします。

○武田委員 春ごろからすごく不思議に思っていたのですけれども、セシウムの規制値というのがいろいろと論議されておりますが、諸外国とのかかわりというか、比較で見ると、例えばEUの規制値なんかは非常に緩くて、茨城県で規制されたコウナゴなんかは、あれで見ると全然大丈夫な値になってしまうんですね。なので、規制値の諸外国とのかかわりはどうなるのかということ、きちんと国民に示して出していただきたいなと思っております。

ます。

○山下部会長 要望として承ります。

では、お願いします。

○水産庁次長 放射性物質の海への流入、この問題については、大変深刻な問題として受けとめていまして、生物のモニタリングも政府のモニタリング調整会議の中でも1つの焦点となっています。

現在のところでは、モニタリングの強化と生物への影響を更に調査強化をするということとされています。

実際には除染活動がこれから始まっていって、それがどれだけ海に影響してくるかということについては、まだつかめていないということもあって、海に出しちゃいけないんだという議論はまだそんなに強く行われていないというのが事実だと思います。皆さん方が懸念を示してくださればくださるほど、我々としては、政府部内でその懸念をぶつけていくということになるのですが、陸上での生活の部分で放射性物質を除くという活動がどうしても優先されているというのは間違いないことなので、だからといって、海を汚すなどということは、我々もこれまでも主張してきていることなのですけれども、これはまだまだこれからの課題として取り組んでいかなきゃいけない問題だというふうに我々は思っているところでございます。

ですから、櫻庭さんがおっしゃったように、任せておいて安心なのかと言われてしまえば、そうではなくて、みんなで声を上げていかなきゃならないという問題なんだろうと思いますので、これからも連携して頑張っていかなければならない問題だと思います。

それから、国際的にセシウムの食品への含有量の話については、確かに暫定規制値は国際的に見て、日本の500ベクレルというのは厳しい数値ではありますが、これは厚生労働省の関係になりますけれども、人間が一生にどれだけ放射性物質をとっていいのかという全体の摂取量、あるいは被曝量が計算で出てきます。厚生労働省は、年間の総被曝量を1ミリシーベルトと決めました。

ということで、実際に原子力発電所からの事故がまだ汚染がおさまっていない中で、いろいろな被曝の機会がありその中の食品ということになりますので、全体が1ミリシーベルトとなり、食品の基準値も機械的に計算され出てくることになります。

従って今回の厳しい暫定規制値ではありますが、受け入れざるを得なくなってまいります。

ということで、4月からは500から100に引き下げられるということになるわけで、大変厳しい状況なのですが、これは小さい子どもたちが一生にどれだけ被曝していいのかという量全体で決まってきてしまう問題なので、我々としても、魚だけは下げないでくださいというわけにいかない問題だと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次回開催日程などについて、事務局の方からお願いします。

○企画課長 本日は大変活発な御議論、ありがとうございました。

骨子の大枠については御了解をいただいたというふうに思っておりまして、私ども、次回の企画部会に向けまして、本日の御議論も踏まえまして、基本計画の素案を作成させていただきたいというふうに思っております。その後、水産政策審議会におきまして、次期水産基本計画の案の答申をいただきたいというふうに考えているところでございます。

次回の企画部会につきましては2月下旬、それから、水産政策審議会の総会につきましては3月上旬を考えておりますけれども、具体的な日程につきましては、部会長と御相談させていただいた上で、皆様の日程をお伺いして調整させていただきたいと思っておりますので、後日改めて御連絡をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○山下部会長 では、他に何もございませんでしたら、以上をもちまして、本日は閉会いたします。

ありがとうございました。